

(公社)日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明

最終更新日：2022年10月4日

※当連盟の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://jblsf.or.jp/overview/

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	2023年3月末までに策定して公表する。	
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	2023年3月末までに策定して公表する。	
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	2023年3月末までに策定して公表する。	
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	目標割合は、外部理事が25%以上、女性理事が40%以上としている。 2021年8月26日時点で目標を達成した。 外部役員(理事)比率 37.5% (8名中3名) 女性役員(理事)比率 50% (8名中4名)	https://jblsf.or.jp/overview/
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	評議員制度を採用していないので評議員会は設置していない。	
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	そり3競技は競技人口が少なく(2022年度競技登録者：JOC強化指定選手2名/道府県選手69名)、委員会を構成する現役選手や元選手の人数確保が容易ではない。2024年5月末までにアスリート委員会を設置する予定。	
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	競技登録者70名、総会正会員5名の組織において、理事8名、監事2名で構成する理事会の規模は適正と考える。理事会は年6回以上開催し、状況変化に対応した方針の決定を行う。	https://jblsf.or.jp/overview/
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	役員(理事・監事)は就任事業年度6月1日時点で70歳未満と運営規程で定めている。	https://jblsf.or.jp/overview/

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証書類
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること	定款において、役員(理事/監事)の再任回数上限を定めている。	
		②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	【激変緩和措置(または例外措置)が適用される場合に記入】	
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	2023年5月末までに設置する予定。	
11	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要の規程を整備すること	コンプライアンス・倫理規程により定めている。	https://iblsf.or.jp/overview/
12	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	運営規程を整備している。	https://iblsf.or.jp/overview/
13	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	法人の業務に関しては事務局規程で定めている。	https://iblsf.or.jp/overview/
14	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	役員報酬規程と賃金規程(非公開)を定めている。	https://iblsf.or.jp/overview/
15	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	会計事務処理規程で定めている。	https://iblsf.or.jp/overview/
16	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	現状は上位団体からの助成金と支援企業や組織からの寄付金が組織運営の財政基盤になっており、寄付金については寄附金規程で定めている。 連盟スポンサーに関しては、スポンサー規程を定めている。	https://iblsf.or.jp/overview/
17	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	国際レースに参戦する選手の選考は、選手選考規程に定めている。 年度単位で競技別に選考基準別紙を作成し、理事会承認を経て公表している。 選手選考をする競技委員会は、複数人の当該競技出身者及び学識経験者を含む委員で構成されており、公平性が保たれている。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
18	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	競技・公認審判員規程で定めているが、国内で唯一の国際連盟認定レース場であるNTC長野スパイラルが、施設を保有する長野市の財政事情により2018年から冬季製氷を休止しているため、全日本選手権大会が国内で開催できず、そり競技審判員が活躍する機会がない深刻な状態が続いている。審判員選考規程は2024年5月末までに策定する予定。	https://jblsf.or.jp/overview/
19	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	学士の資格を有し、潜在的な問題を把握して調査の必要性の有無を判断出来る能力を備えた常勤職員と役員(理事/監事)で組織を構成している。専務理事に弁護士が就任し、理事に税理士2名、監事に公認会計士が就任しており、日常的に相談や問い合わせをすることができる。	
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	女性委員2名を含む6名の委員が構成するコンプライアンス倫理委員会を設置しており、不祥事が発生しなくても年に1回以上の委員会を開催している。委員会の役割や権限事項の明確化、コンプライアンス強化に係る方針や計画の策定については、2023年5月末までに委員会で行う予定。	
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	2名の弁護士、1名の税理士を含めた総勢6名でコンプライアンス倫理委員会を構成している。	
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	弁護士の外部理事が講師となり、道府県連盟代表理事を含めた連盟役員を対象に、理事会の場を活用して2020年度のコンプライアンス教育を実施した。その他、JOCやJSPO主催の研修会に、役職員が出席するよう推奨している。	
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	競技委員会医科学部が中心となり、強化対象選手とコーチを一堂に集めた全体会議を開催し、JOCから講師を招いてコンプライアンス教育を2019年度から毎年実施している。	
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	国内で唯一の長野スパイラル競技場が休止していて、そり競技の全日本選手権大会や国際大会を国内で開催できず、対象となる審判員も現在はいない状況だが、競技場が再開して国内で大会を開催できることを願い、2024年5月末までに審判員へのコンプライアンス教育を開始する予定。	
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	計算書類や組織運営規程等の書類作成補助や、有効性・妥当性をチェック可能な外部専門家の登用を推進する。2022年度では、専務理事及び事務局長に弁護士が就任し、法律関連業務において日常的に相談できる体制を整えた。経理財務関連業務については、税理士の外部理事及び公認会計士の監事を迎え、業務支援体制を強化した。	
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	公正な会計原則を順守するための業務サイクルを年次で運用しており、公認会計士の監事が内部監査を行い、監査報告書を作成して総会/理事会の承認を得ている。監査に関する規程は2023年5月末までに策定する予定。また、具体的な業務運営の妥当性に関する監査を2023年5月末までに実施する予定。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	国庫補助金は利用していない。	
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	年次収支予算書・決算書を定期的にホームページで公表している。	https://jblsf.or.jp/overview/budget/
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	国際大会派遣の選手選考規程と基準、選考選手はホームページで公表している。	
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報を開示すること	今後もホームページでの情報開示に努める。ガバナンスコードの遵守状況については、原則8に定める利益相反ポリシー、原則10に定める懲罰制度に関する規程と、当自己説明をホームページに掲載している。	
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	利益相反規程を定め、同規程に基づき重要な契約については客観性や透明性を重要視して慎重な検証を行い、理事会で利益相反取引を報告している。	
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	利益相反ポリシーを作成している。	https://jblsf.or.jp/overview/
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	2020年度で通報相談処理規程を作成し、2021年6月から通報制度の運用を開始した。	https://jblsf.or.jp/overview/
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	通報相談処理規程の内容を踏まえて、外部弁護士事務所を通報受付窓口とし、事務局と弁護士・税理士をメンバーに含むコンプライアンス委員会で対応する体制を整えた。	
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	2023年5月末までに既存の懲罰規程を改修する予定。	
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	2023年5月末までに懲罰規程を改修して定める予定。	
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	2023年5月末までにコンプライアンス倫理規程と処分規程に自動応諾条項を追加して定める予定。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	スポーツ仲裁の利用が可能な事については、これまでは処分対象者に対して口頭で行っていた。利用可能であることを通知する規程を2023年5月末までに策定し、書面で通知する予定。	
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	不祥事対応の流れ、外部調査委員会の設置を記載した危機管理体制マニュアルを、2023年5月末までに策定する予定。	
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	過去4年以内に連盟の不祥事は発生していない。	
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	過去4年以内に連盟の不祥事は発生していない。	
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	加盟団体である道府県連盟の事務局長で構成する当連盟の総務委員会を通じて指導助言を行っており、道府県連盟の年次事業/決算報告書の提出を義務付け、運営状況を把握している。これまで運営規程の中で定めていた加盟団体に関する取り決めについて、運営規程から切り離し、連盟と加盟団体間の権限関係を明確にさせ、加盟団体の組織業務執行に連盟が適切な指導/助言/支援を行うことを盛り込んだ加盟団体規程を2020年度に新規制定した。	https://jblsf.or.jp/overview/
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	JBLSF総務委員会で加盟団体事務局長に情報を提供し、加盟団体独自研修会の開催支援を2023年5月末までに実施する予定。	